

様式第3号（第5条関係）

指令第26号

許 可 証

住 所 豊田市松ヶ枝町3丁目30番地
氏 名 ホーメックス 株式会社
代表取締役 餅 原 幹 也

常滑市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項の規定により次の条件を附し、
一般廃棄物処理業を許可する。

令和4年4月1日

常滑市長 伊 藤 辰 矢



- 1 種 類 事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬
- 2 許可区域 常滑市内全域
- 3 搬入先 知多南部広域環境センター
その他協議した場所
- 4 有効期間 自令和4年4月1日
至令和6年3月31日
- 5 許可条件 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守し、
常に衛生的に処理すること。
② 収集運搬する際は、飛散しないように万全の措置を講ずること。
③ 施設利用の際は、職員の指示に従うこと。
④ 四半期ごとに処理業務実績報告書を提出すること。
- 6 その他